

合意書

貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、契約書第9条第2項に基づき、
_____年_____月_____日に乙が申請した増改築等の実施に際し、以下の事項について合意する。

(施工及び施工状況の確認)

1 乙は、契約書第9条第2項に規定する「増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置」(以下「増改築等」という。)に際して、本物件(契約書第1条の「本物件」をいう、以下同じ。)及び第三者に損害を与えないように充分留意し、万一損害を与えたときは、その責任において問題の解決にあたらなければならない。増改築等の実施前にその内容について甲と乙は十分に協議を行うとともに、実施前の原状の確認及び実施後の施工状況の確認のため、甲又はこの方が書面等による確認又は立ち会いを求めた場合、他方はそれに応じなければならない。

(所有権の帰属)

2 乙が申請した「増改築等の概要」(別表)(以下「概要表」という。)に記載された増改築等に係る工事部分(設置した造作及び工作物を含む。以下「工事部分」という。)に係る契約期間中の所有権の帰属については、概要表に記載のとおりとする。概要表において、この所有物とし、明渡し時に残置するとした工事部分については、こは、明渡し時にその所有権を放棄し、又は甲に無償譲渡することとする。

(契約期間中の管理及び修繕)

3 契約書第7条の定めにかかわらず、契約期間中における工事部分に関する必要な管理及び修繕については、乙がその責任と負担で行わなければならない。(明渡し時の収去等及び原状回復義務)

4 乙は、本物件の明渡しに際し、概要表に記載のとおり、工事部分を全て残置し、残置部分の補修義務及び現状回復義務を負わないものとする。但し、賃借人として通常行うべき維持管理の義務に伴う修繕義務は負うものとする。

(明渡し時の精算等)

5 本物件の明渡しに際し、工事部分についての諸費用の精算又は買取り(以下「精算等」という。)は一切行わないものとし、精算等に関して、乙は甲に対し、その事由、名目の如何に関わらず一切の請求をすることはできない。